

目次

- 第1章 施設の目的及び運営方針等(第1条～第3条)
- 第2章 従業者の職種、員数及び職務の内容(第4条)
- 第3章 入所定員(第5条・第6条)
- 第4章 入所者に対する施設サービス内容及び利用料その他の費用の額(第7条～第13条)
- 第5章 施設の利用に当たっての留意事項(第14条～第17条)
- 第6章 非常災害対策(第18条)
- 第7章 その他施設の運営に関する重要事項(第19条～第43条)
- 附則

第1章 施設の目的及び運営方針等

(目的)

第1条 社会福祉法人親善福祉協会が開設する介護老人保健施設リハパーク舞岡(以下「施設」という。)が実施する介護保健施設サービス(以下「施設サービス」という。)の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

(施設の目的及び運営の方針)

第2条 施設は、入所者一人ひとりの意思及び人格を尊重し、施設サービス計画に基づき、その居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより、各ユニットにおいて入所者が相互に社会的関係を築き、その有する能力に応じ自律した日常生活を営むことができるように支援するための適切な施設サービスを提供することを目的とする。

2 施設は、入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立って施設サービスを提供する。

3 施設は、ユニット型施設としての特性を生かしたケアを実施し、明るく家庭的な雰囲気と地域や家庭との結び付きを重視した運営を行う。また、市、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設、その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携をとる。

(施設設備及び名称等)

第3条 施設設備及び名称等は、次のとおりである。

(1) 施設は、次に掲げる施設を有する。

- ア ユニット
- イ 診察室
- ウ 機能訓練室
- エ 浴室
- オ サービスステーション
- カ 調理室
- キ 洗濯室

ク 汚物処理室

(2) ユニット

ア ひとつの療養室の定員は1名とする。

イ 療養室はいずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に接近して一体的に構成する。また、ひとつのユニットの入所定員は10人とする。

ウ ひとつの療養室の面積は13.2平方メートル(8畳)以上とする。

エ 療養室に寝台又はこれに代わる設備を備える。

オ 入所者の身の回りの品を保管できる設備を有する。

カ ナースコール設備を有する。

(3) 共同生活室

ア 共同生活室はいずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの入所者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形態とする。

イ ひとつの共同生活室の床面積は、2平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの入所定員を乗じて得た面積以上とする。

ウ 入所者が日常生活を営むのに必要な設備及び備品を備える。

(4) 機能訓練室は、1平方メートルに入所定員数を乗じて得た面積以上とし、必要な器機・器具を備える。

(5) 浴室は、身体の不自由な者、要介護者が入浴するのに適したものとし、一般浴槽のほか、入浴に介助を必要とする者の入浴に適した特別浴槽を設置する。

(6) (4)及び(5)に掲げる設備は、専ら当該施設入所者の用に供する者とする。

(7) 設備及び構造

ア 施設の構造は耐火建築物とし、2階以上の階へ、屋内直通階段及びエレベーターをそれぞれ1以上設ける。

イ 療養室等からの避難に支障がないように2方向(2以上の避難階段の設置)の避難経路を有する。

ウ 階段、廊下に手すりを設置する。

エ 廊下の幅は1.5メートル以上とし、中廊下の場合は1.8メートル以上とする。

オ 常夜灯を設置する。

カ 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を備える。

(8) 名称 介護老人保健施設 リハパーク舞岡

(9) 所在地 横浜市戸塚区舞岡町 3048-4

第2章 従業者の職種、員数及び職務の内容

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 施設に勤務する従業者の職種、員数及び主な職務の内容は、次のとおりとする。

(1) 管理者 1人

専ら施設の職務に従事する常勤の者で、施設・従業者の運営管理、業務実施状況の把握その他の管理を一元的に行い、この規定を遵守するための必要な指揮命令を行う。

(2) 医師 1人(常勤換算)

入所者全員の病状や心身の状態を把握し、療養上妥当適切に診療を行う。

(3) 薬剤師 0.4人(常勤換算)

医師の指示を受け、入所者の心身の状況・病状を考慮し、調剤等の薬剤業務を行う。

(4) 看護職員 9.7人(常勤換算)

管理者及び医師の指示を受け、入所者の病状、心身の状況等の把握に努め、施設サービス計画に基づき必要な看護業務を行う。

(5) 介護職員 49.0人(常勤換算)

管理者及び医師の指示を受け、入所者の日常生活状況等の把握に努め、施設サービス計画に基づき必要な介護業務を行う。

(6) 支援相談員 2人(常勤換算)

管理者の指示を受け、入所者及び家族の処遇上の相談、レクリエーション等の計画・指導、市等との連携及びボランティアの指導等を行う。

(7) 理学・作業療法士 4.8人(常勤換算)

管理者及び医師の指示を受け、施設サービス計画に基づき入所者が日常生活を営む上で必要な機能の改善やその減退を防止するための理学療法(作業療法)等のリハビリテーションを行う。

(8) 管理栄養士 1人

管理者及び医師の指示を受け、入所者の心身の状況・病状及び嗜好等を考慮し、食事の献立作成、栄養計画、入所者に対する栄養指導等を行う。

(9) 介護支援専門員 2人

管理者の指示を受け、入所者が自律した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握し、施設サービスの目標、その達成時期及び内容等を明らかにした施設サービス計画の作成等を行う。

(10) 事務員 3人

管理者の指示を受け、人事労務、経理その他必要な事務業務を行う。

第3章 入所定員

(入所定員)

第5条 施設の入所定員は、100人とする。

(1) ユニットの数は10とする。また、ユニットごとの入所定員は10人とする。

(定員の遵守)

第6条 災害その他やむを得ない事情がある場合を除き、入所定員及び療養室の定員を超えて入所させない。

第4章 入所者に対する施設サービスの内容及び利用料その他の費用の額

(内容及び手続きの説明及び同意)

第7条 施設サービスの提供の開始に際し、あらかじめ入所申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、従業者の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理体制等の入所申込者が選択するサービスに必要な重要事項を記した文書を交付して丁寧に説明を行い、提供開始について文書で同意を得るものとする。

2 入所申込者に入院治療の必要がある場合、その他自ら適切な施設サービスを提供することが困難な場合以外は、施設サービスの提供を拒否しない。

3 入所申込者の病状等を勘案し、自ら必要なサービスを提供することが困難である場合は、適切な病院又は診療所を紹介する等の適切な措置を速やかに講じる。

(受給資格等の確認)

第8条 施設サービスの提供を求められた場合には、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめるものとする。

2 前項の被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して施設サービスを提供する。

(要介護認定の申請に係る援助)

第9条 入所の際に要介護認定を受けていない入所申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、入所申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行う。

2 要介護認定の更新の申請が遅くとも当該入所者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前までには行われるよう必要な援助を行う。

(入退所)

第10条 心身の状況及び病状、並びにその置かれている環境に照らし看護、医学的管理下における介護及び機能訓練その他必要な医療等が必要であると認められる者に対し、施設サービスを提供する。

2 入所申込者数が、入所定員と入所者数の差を超えている場合には、医学的管理下における介護及び機能訓練の必要性を勘案し、施設サービスを受ける必要性が高いと認められる入所申込者を優先的に入所させるよう努める。

3 入所申込者の入所に際しては、入所者の家族等に対し、居宅における生活への復帰が見込まれる場合には、居宅での療養へ移行する必要性があること、できるだけ面会に来ることが望ましいこと等の説明を行うとともに、居宅介護支援事業者に対する照会等により、心身の状況、生活歴、病歴、家族の状況及び指定居宅サービスの利用状況等を把握する。

- 4 入所者の心身の状況、病状、その置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて、入所後早期に(その後は入所者の状態に応じて少なくとも3ヶ月ごとに)、医師、薬剤師、看護・介護職員、支援相談員、介護支援専門員等の間で協議検討し、内容を記録する。
- 5 入所者の退所に際しては、入所者又はその家族に対し、家庭での介護方法等に関する適切な指導を行うとともに、退所後の主治医及び居宅介護支援事業者に対する情報の提供、その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者及び市との密接な連携をとる。

(サービス提供の記録)

第11条 入所に際しては、入所の年月日並びに施設の種類及び名称を当該者の被保険者証に記載し、退所に際しては退所の年月日を記載する。

- 2 施設サービスを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録する。

(利用料等の受領)

第12条 法定代理受領サービスに該当する施設サービスを提供した際には、入所者から利用料の一部として、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第48条第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額の合計額から施設に支払われる施設介護サービス費の額を控除して得られた額の支払を受ける。

- 2 法定代理受領サービスに該当しない施設サービスを提供した際に入所者から支払を受ける利用料の額と施設サービス費用基準額との間に不合理な差額が生じないようにする。
- 3 前2項の支払を受けるほか、別表に掲げる費用の額の支払を受ける。
- 4 前項に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ入所者又は家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い同意を得る。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第13条 法定代理受領サービスに該当しない施設サービスに係る費用の支払を受けた場合は、入所者が保険給付の請求を容易に行えるよう、提供したサービスの内容、費用の額その他必要事項を記載したサービス提供証明書を入所者に対して交付する。

第 5 章 施設の利用に当たっての留意事項

(日課の励行)

第14条 入所者は、管理者や医師、薬剤師、看護職員、介護職員、支援相談員、理学療法士及び作業療法士などの指導による日課を励行し、施設内の秩序を保ち、相互の親睦に努める。

(外出及び外泊)

第15条 入所者は、外出及び外泊を希望する場合には、所定の手続により管理者に届け出る。

(衛生保持)

第16条 入所者は、施設の清潔、整頓その他環境衛生の保持のために施設に協力する。

(禁止行為)

第17条 入所者は、施設内で次の行為をしてはならない。

- (1) 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、又は自己の利益のために他人の自由を侵すこと。
- (2) 口論、泥酔などで他の入所者等に迷惑を及ぼすこと。
- (3) 施設の秩序又は風紀を乱し、安全衛生を害すること。
- (4) 指定した場所以外で火気を用いること。
- (5) 故意に施設若しくは物品に損害を与え、又はこれを持ち出すこと。

第 6 章 非常災害対策

(非常災害対策)

第18条 施設の非常災害対策については、消防法施行規則(昭和 36 年自治省令第 6 号)第 3 条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画を策定し、これに基づき行う。

2 消防法(昭和 23 年法律第 186 号)第 8 条に規定する防火管理者を置き、次のとおり万全を期す。

- (1) 防火管理者及び火元責任者に事務職員を定める。
- (2) 火災又は危険の排除を主眼とした簡易な自主検査を始業時及び終業時に行う。
- (3) 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼するものとし、点検にあつては防火管理者が立ち会う。
- (4) 非常災害用設備は、常に有効に保持するとともに法令に定められた基準に適合したものであるとする。
- (5) 火災の発生、地震及びその他の災害が発生した場合は、被害を最小限にとどめるために職員は任務の遂行に当たる。また、地域住民及びボランティア組織等とも日常の連携を密にし、緊急時の応援及び協力体制を確保する。
- (6) 防火管理者は、次のとおり従業者に対して防火教育及び消防訓練を実施する。
ア 年 2 回以上の防火教育及び消火、通報、避難のための基本訓練
イ 年 2 回以上の利用者を含めた総合訓練
ウ 非常災害用設備の使用方法等の把握徹底
- (7) 前各号に掲げるもののほか、必要な災害防止対策については対処する体制を構築する。

第7章 その他施設の運営に関する重要事項

(施設サービスの取扱方針)

第19条 施設サービスは、入所者がその有する能力に応じて自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、施設サービス計画に基づき、入所者の日常生活上の活動について必要な援助及び支援を行う。

- 2 各ユニットにおいて入居者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるような支援を行うとともに、入所者のプライバシーの確保についても配慮する。
- 3 従業者は施設サービスの提供に当たって、自立した生活を支援することを基本として、入居者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するようその者の心身の状況等を常に把握し、適切な施設サービスを行う。
- 4 従業者は施設サービスの提供に当たって、入所者又はその家族に対し、サービスの提供方法について、理解しやすいように説明を行う。
- 5 従業者は施設サービスの提供に当たって、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行わない。
- 6 管理者及び従業者は、身体拘束廃止を実現するために正確な事実認識を有するため都道府県等が行うシンポジウム等に参加し、意識啓発に務める。
- 7 管理者は、管理者及び各職種の従業者で構成する「身体拘束廃止委員会」を設置し、施設全体で身体拘束廃止に取組み、計画を作成する。
- 8 やむを得ず身体拘束等を行う場合、医師が診療録へ記載し、①切迫性②非代替性③一時性の3つの要件を満たしているかどうかを「身体拘束廃止委員会」等で検討後、身体拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得なかった理由を記録する。また、記録に当たっては、「身体拘束に関する説明書・経過観察記録」などを参考として適切な記録を作成し保存する。
- 9 施設は、自らその提供する施設サービスの質の評価を行い、常にその改善を図る。

(施設サービス計画の作成)

第20条 管理者は、介護支援専門員に施設サービス計画の作成又は変更に関する業務を担当させる。

- 2 施設サービス計画に関する業務を担当する介護支援専門員(以下「計画担当介護支援専門員」という。)は、施設サービス計画の作成又は変更に当たっては、入所者の日常生活全般を支援する観点から、当該地域の住民によるボランティア活動によるサービス等の利用も含めて施設サービス計画上に位置付け、総合的な計画とする。
- 3 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成又は変更にあたっては、適切な方法により、入所者についてその有する能力、置かれている環境等の評価を通じて入所者が現に抱える問題点を明らかにし、入所者が自律した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握する。
- 4 計画担当介護支援専門員は、前項の解決すべき課題の把握に当たっては、必ず入所者及びその家族に面接して行う。この場合において、計画担当介護支援専門員は、面接の趣旨を入所者及びその家族に対し十分に説明し、理解を得るものとする。
- 5 計画担当介護支援専門員は、入所者の希望、入所者についての解決すべき課題及び医師の治療の方針に基づき、入所者の家族の希望を勘案して、入所者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、施設サービスの目標及びその達成時期、施設サービスの内容、施設サービスを提供する上での留意事項等を記載した

施設サービス計画の原案又は変更案を作成する。

- 6 計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議(入所者に対する施設サービスの提供に当たる他の担当者(以下「担当者」という。)を招集して行う会議をいう。以下同じ。)の開催、担当者に対する照会等により、施設サービス計画の原案又は変更案の内容について、担当者から専門的な見地からの意見を求める。
- 7 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の原案又は変更案の内容について入所者又はその家族に対して説明し、文書により同意を得る。
- 8 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画を作成又は変更した際には、施設サービス計画を遅滞なく入所者に交付する。
- 9 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成又は変更後、実施状況の把握(入所者についての継続的な課題の把握を含む。)を行い、必要に応じて施設サービス計画の変更を行う。
- 10 計画担当介護支援専門員は、前項に規定する実施状況の把握に当たっては、入所者及びその家族並びに担当者との連絡を継続的に行い、特段の事情のない限り、次のように行う。
 - (1) 定期的に入所者に面接すること。
 - (2) 定期的の実施状況の結果を記録すること。
- 11 計画担当介護支援専門員は、次の場合においては、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、施設サービス計画の変更の必要性について、担当者から、専門的な見地の意見を求めるものとする。
 - (1) 入所者が要介護更新認定を受けた場合
 - (2) 入所者が要介護状態区分の変更の認定を受けた場合

(診療の方針)

第21条 医師の診療方針は、次のとおり定める。

- (1) 診療は、一般に医師として必要性があると認められる疾病又は負傷に対して、的確な診断を基に、療養上妥当適切に行う。
- (2) 診療に当たっては、常に医学の立場を堅持して、入所者の心身の状況を観察し、要介護者の心理が健康に及ぼす影響を十分配慮して心理的な効果をもあげることができるよう適切な指導を行う。
- (3) 常に入所者の病状、心身の状況及びその置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者又はその家族に対し、適切な指導を行う。
- (4) 検査、投薬、注射、処置等は、入所者の病状に照らして妥当適切に行う。
- (5) 特殊な療法又は新しい療法等については、別に厚生労働大臣が定めるもの以外は行わない。
- (6) 別に厚生労働大臣が定める医薬品以外の医薬品を入所者に施用し、又は処方しない。

(必要な医療の提供が困難な場合等の措置)

第22条 医師は、入所者の病状からみて施設において自ら必要な医療を提供することが困難であると認めるときは、協力医療機関その他適当な病院若しくは診療所への入院のための措置を講じ、又は他の医師の往診を求める等診療について適切な措置を講じる。

- 2 医師は、不必要に入所者のために往診を求め、又は入所者を病院若しくは診療所に通院させない。
- 3 医師は、入所者のために往診を求め、又は入所者を病院若しくは診療所に通院させる場合には、その病院又は診療所の医師又は歯科医師に対し、診療状況に関する情報提供を行

う。

- 4 医師は、入所者が往診を受けた医師若しくは歯科医師又は入所者が通院した病院若しくは診療所の医師若しくは歯科医師から入所者の療養上必要な情報の提供を受け、適切な診療を行う。

(機能訓練)

第23条 入所者の心身の諸機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを計画的に行う。

(看護及び医学的管理の下における介護)

第24条 看護及び医学的管理下における介護は、入所者の自律支援と日常生活の充実に資するよう、入所者の病状及び心身の状況に応じ、適切な技術をもって行う。

- 2 入所者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、入居者に入浴の機会を提供する。ただし、やむを得ない場合には、清しきを行うことをもって入浴の機会の提供に代える
- 3 入所者の病状及び心身の状況に応じて、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行う。
- 4 おむつを使用せざるを得ない入所者の場合、排せつの自立を図りつつ、おむつを適切に取り替える。
- 5 入所者に対し、離床、着替え、整容等の日常生活上の援助を適切に行う。
- 6 入所者に対し、入所者の負担により施設の従業者以外の者による看護及び介護を受けさせない。

(食事の提供)

第25条 食事は、栄養並びに入居者の心身の状況及び嗜好を考慮し、入居者の心身の状況に応じて、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行う。

- 2 入居者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、その心身の状況に応じてできる限り自立して食事を摂ることができるよう必要な時間を確保する。また、入居者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、入居者が共同生活室で食事を摂ることを支援する。

(相談及び援助)

第26条 常に入所者の心身の状況、病状、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。

(その他のサービスの提供)

第27条 入所者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、入所者が自律的に行うこれらの活動を支援する。

- 2 常に、入所者の家族との連携を図るとともに入所者とその家族との交流等の機会を確保する。

(入所者に関する市への通知)

第28条 入所者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく意見を付してその旨を市に通知する。

- (1) 正当な理由なしに施設サービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。
- (2) 偽りその他不正の行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(管理者による管理及び責務)

第29条 施設管理者は、専ら当該施設の職務に従事する常勤の者とする。

- (1) 管理者は、当該施設の従業者の管理、業務の実施状況の把握、また、その他施設に關

する管理を一元的に行う。

- (2) 管理者は、従業者に対し「運営に関する基準」を遵守させるために必要な指揮命令を行う。

(計画担当介護支援専門員の責務)

第30条 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行う。

- (1) 入所申込者の入所に際し、居宅介護支援事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等の利用状況等を把握すること。
- (2) 入所者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討し、その内容等を記録すること。
- (3) 入所者の退所に際し、居宅サービス計画の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者に対して情報を提供するほか、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者と密接な連携をとること。
- (4) 基準第39条第3項に規定する苦情の内容等を記録すること。
- (5) 基準第41条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置を記録すること。

(運営規程)

第31条 当該施設は次に掲げる重要事項を内容とする運営規程を定める。

- (1) 施設の目的及び運営方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 入所定員
- (4) ユニットの数及びユニットごとの入所定員
- (5) 入所者に対する介護保険施設サービスの内容及び利用料、その他の費用の額
- (6) 施設の利用に当たっての留意事項
- (7) 非常災害対策
- (8) その他施設の運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第32条 入所者に対し、夜間も含め適切な施設サービスを提供することができるよう、月ごとの勤務表を作成し、従業者の勤務体制を定める。

- 2 施設の従業者によって施設サービスを提供する。
- 3 従業者の資質向上のために、職員研修に関する規定に基づき次のとおり研修の機会を確保する。
 - (1) 年1回の採用時研修
 - (2) 年1回の中堅研修
 - (3) その他ケースカンファレンス等

(衛生管理等)

第33条 入所者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用水について、衛生的に管理し、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具を適正に管理する。

- 2 調理及び配膳に伴う衛生は、食品衛生法関係法規に準じて行う。
- 3 食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに密接な連携をとる。
- 4 空調設備等により施設内の適温を確保する。
- 5 感染症又は食中毒が発生し、又は蔓延しないよう次に掲げる措置を講じる。
 - (1) 感染症又は食中毒の予防及び蔓延の防止のための対策を検討する委員会を1ヶ月に1

回程度定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。

- (2) 感染症又は食中毒の予防及び蔓延の防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し感染症又は食中毒の予防及び蔓延の防止のための研修を定期的実施する。
- (4) (1)～(3)に掲げるもののほか、別に厚生労働大臣が定める感染症及び食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順(平成18年厚生労働省告示第268号)に沿った対応を行う。

(協力医療機関等)

第34条 入所者の病状の急変等に備えるための協力医療機関は、次のとおりとする。

- (1) 名称 国際親善総合病院 所在地 横浜市泉区西が岡1-28-1
- (2) 名称 戸塚共立第2病院 所在地 横浜市戸塚区吉田町579-1
- (3) 名称 湘南泉病院 所在地 横浜市泉区新橋町1784

2 入所者のための協力歯科医療機関は、次のとおりである。

- (1) 名称 原歯科 所在地 横浜市南区弘明寺268番地

(掲示)

第35条 施設の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務体制、協力医療機関、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示する。

(秘密保持等)

第36条 従業者及び従業者であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らさないよう、秘密を保持すべき旨を雇用時等に取り決めるなどの必要な措置を講じる。また、委託業者についても契約時に同様の措置を講じる。

2 居宅介護支援事業者等に対して、入所者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により入所者の同意を得る。

(居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止)

第37条 居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、要介護被保険者に施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益供与をしない。

2 居宅介護支援事業者又はその従業者から、施設からの退所者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受しない。

(苦情処理)

第38条 施設サービスに関する入所者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、次のとおり苦情を受け付けるための窓口を設置する。

- (1) 受付窓口:窓口責任者(高谷 翼)
- (2) ご利用時間:月曜日から金曜日の9:00から18:00
- (3) 意見箱の設置場所:各階に設置

2 受付窓口のほか、相談窓口、苦情処理の体制及び手順等、施設における苦情を処理するために講ずる措置の概要について定め、入所者又はその家族にサービスの内容を説明する文書に記載するとともに、施設に掲示する。

3 施設は、苦情を受け付けた場合は、苦情の内容等を記録する。

4 施設サービスに関し、法第23条の規定による市が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は市職員からの質問若しくは照会に応じ、入所者からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市からの指導又は助言に従って必要な改善を行い、その改善内容を市に報告する。

5 施設サービスに関する入所者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第

176 条第 1 項第 2 号の規定による調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会の指導又は助言に従って必要な改善を行い、その改善内容を国民健康保険団体連合会に報告する。

(地域との連携等)

第39条 施設が、地域に開かれたものとして運営されるよう、地域住民又はボランティア団体等との連携及び協力を行う等の地域との交流を行う。

2 施設サービスに関する入所者からの苦情に関して、市等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市が実施する事業に協力する。

(事故発生時の対応)

第40条 事故発生又はその再発を防止するため、次に各号に定める措置を講じる。

(1) 事故が発生した場合の対応、(2)に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備する。

(2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備する。

(3) 事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行う。

2 入所者に対する施設サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

3 事故の状況及び事故に際して採った処置について記録する。

4 入所者に対する施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

(会計の区分)

第41条 施設サービスの事業の会計とその他の事業の会計を区分する。

2 具体的な会計処理の方法については、介護老人保健施設会計・経理準則に沿って適切に行う。

(記録の整備)

第42条 従業者、施設及び構造設備並びに会計、その他次に掲げるサービスの提供に係る記録に関する諸記録を整備する。

(1) 施設サービス計画

(2) 診療録(医師法による5年間保存の義務)

(3) 居宅において日常生活を営むことができるかどうかについての検討の記録

(4) 提供した具体的なサービスの内容等の記録

(5) 市への通知に係る記録

(6) 苦情の内容等の記録

(7) 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(8) 身体拘束を行う場合、様態及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

2 施設サービスの提供に関する諸記録は、その完結の日から5年間保存する。

(その他)

第43条 この運営規程に定めるもののほか施設の運営に関し必要な事項については別に定めるものとする。

附 則

この運営規程は、令和3年4月1日から施行する。

別表 1

介護保険施設サービス費 ユニット型個室 在宅強化型【日額】

	単位	利用者負担額		
		1割	2割	3割
要介護 1	841 単位	902 円	1,804 円	2,705 円
要介護 2	915 単位	981 円	1,962 円	2,943 円
要介護 3	978 単位	1,049 円	2,097 円	3,146 円
要介護 4	1,035 単位	1,110 円	2,219 円	3,329 円
要介護 5	1,090 単位	1,169 円	2,337 円	3,506 円

介護保険施設サービス費 ユニット型個室 在宅強化型【月額】

	単位	利用者負担額		
		1割	2割	3割
要介護 1	841 単位	27,060 円	54,120 円	81,150 円
要介護 2	915 単位	29,430 円	58,860 円	88,290 円
要介護 3	978 単位	31,470 円	62,910 円	94,380 円
要介護 4	1,035 単位	33,300 円	66,570 円	99,870 円
要介護 5	1,090 単位	35,070 円	70,110 円	105,180 円

※月額は 30 日にて算定

加算項目

名 称	単位	利用者負担額		
		1割	2割	3割
初期加算	30 単位	33 円	65 円	97 円
夜勤職員配置加算	24 単位	26 円	52 円	78 円
短期集中リハビリ実施加算	240 単位	258 円	515 円	772 円
認知症短期集中リハビリテーション加算	240 単位	258 円	515 円	772 円
リハビリテーションマネジメント計画書情報加算	33 単位	36 円	71 円	107 円
入所前後訪問指導加算 I	450 単位	483 円	965 円	1,448 円
入所前後訪問指導加算 II	480 単位	515 円	1,030 円	1,544 円
栄養マネジメント強化加算	11 単位	12 円	24 円	36 円
療養食加算	6 単位/食	7 円	13 円	20 円
経口移行加算	28 単位	30 円	60 円	90 円

経口維持加算（Ⅰ）	400 単位	429 円	858 円	1,287 円
経口維持加算（Ⅱ）	100 単位	108 円	215 円	322 円
科学的介護推進体制加算Ⅰ	40 単位	43 円	86 円	129 円
科学的介護推進体制加算Ⅱ	60 単位	65 円	129 円	193 円
口腔衛生管理加算Ⅱ	110 単位	118 円	236 円	354 円
自立支援促進加算	300 単位	322 円	644 円	965 円
緊急時治療管理費 1	518 単位	556 円	1,111 円	1,666 円
所定疾患施設療養費	239 単位	257 円	513 円	769 円
かかりつけ医連携薬剤調加算Ⅱ	240 単位	134 円	268 円	402 円
外泊時費用	362 単位	388 円	777 円	1,165 円
外泊時費用(在宅サービスを利用する場合)	800 単位	858 円	1,716 円	2,573 円
再入所時栄養連携加算	200 単位	215 円	429 円	644 円
若年性認知症入所受入加算	120 単位	129 円	258 円	386 円
褥瘡マネジメント加算Ⅰ	3 単位	4 円	7 円	10 円
褥瘡マネジメント加算Ⅲ	10 単位	11 円	22 円	33 円
排せつ支援加算Ⅰ	10 単位	11 円	22 円	33 円
排せつ支援加算Ⅳ	100 単位	108 円	215 円	322 円
退所時情報提供加算	500 単位	536 円	1,072 円	1,608 円
入退所前連携加算Ⅰ	600 単位	644 円	1,287 円	1,930 円
入退所前連携加算Ⅱ	400 単位	429 円	858 円	1,287 円
訪問看護指示加算	300 単位	322 円	644 円	965 円
ターミナルケア加算（死亡日以前 31～45 日）	80 単位	86 円	172 円	258 円
ターミナルケア加算（死亡日以前 4～30 日）	160 単位	172 円	343 円	515 円
ターミナルケア加算（死亡日以前 2～3 日）	820 単位	879 円	1,758 円	2,638 円
ターミナルケア加算（死亡日）	1,650 単位	1,769 円	3,538 円	5,307 円
サービス提供体制強化加算Ⅰ	22 単位	24 円	48 円	71 円
在宅復帰・在宅療養支援機能加算Ⅱ	46 単位	50 円	99 円	148 円
介護職員処遇改善加算Ⅰ	所定単位数×3.9%			
介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ	所定単位数×2.1%			

食費・居住費・生活関連費用

区分	単位	利用者負担額
食費	1日につき	1,660円
居住費	1日につき	3,000円
おやつ	1日につき	100円
特別室料	1日につき	1,000円
日用品費	利用者が希望する場合	委託業者の単価表による
教養娯楽費・理美容代	利用者が希望する場合	実費

食費、居住費、おやつ以外は、別途消費税を徴収する。

その他の費用

死亡時処置費用	施設での死亡確認後、体の清拭、衛生処置、着替え、お化粧等	15,000円
---------	------------------------------	---------

上記金額については、別途消費税がかかります。

負担軽減対象負担限度額

所得段階	利用者の所得段階別負担限度額				
	第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	第4段階
(主な対象者)	(生活保護受給者)	(年金80万円以下) 預貯金等650万円以下	(年金80~120万円以下) 預貯金等550万円以下	(年金120万円超) 預貯金等500万円以下	左記以外の方
食費	300円	390円	650円	1,360円	1,660円
居住費 (ユニット型個室)	820円	820円	1,310円	1,310円	3,000円

※ 第1段階…生活保護受給者及び世帯全体が住民税非課税者で老齢福祉年金受給者

※ 第2段階…世帯全員が住民税非課税者で課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方

※ 第3段階①…世帯全員が住民税非課税者で課税年金収入が年間80万円超120万円以下の方

※ 第3段階②…世帯全員が住民税非課税者で課税年金収入が年間120万円超の方

文書作成費用

区分	単位	金額
死亡診断書	1通目 2通目より	10,000円 5,000円
生命保険の死亡診断書	1通につき	7,000円
恩給、厚生年金、国民年金、福祉年金等の障害認定診断書	1通につき	7,000円
一般診断書	1通につき	5,000円～
各種証明書	1通につき	3,000円

上記金額については、別途消費税がかかります。